

## 議事日程第 1 1 号

平成 2 9 年(2017年)招集大阪狭山市議会定例会 9 月定例会議会議事日程  
平成 2 9 年(2017年) 8 月 3 1 日午前 9 時 3 0 分開議  
議会期間(平成 2 9 年 8 月 3 1 日から 9 月 2 8 日まで 2 9 日間)

日程第 1	発議第 1 3 号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	発議第 1 4 号	常任委員の選任について
日程第 3	発議第 1 5 号	選挙管理委員及び同補充員の選挙について
日程第 4	議案第 5 4 号	教育委員会の委員の任命について
日程第 5	議案第 5 5 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
日程第 6	議案第 5 6 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出 決算認定について
日程第 7	議案第 5 7 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市国民健康保険特別 会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について
日程第 8	議案第 5 8 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市土地取得特別会計 歳入歳出決算認定について
日程第 9	議案第 5 9 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定)歳入歳出決算認定について
日程第 1 0	議案第 6 0 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 1	議案第 6 1 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市東野財産区特別会 計歳入歳出決算認定について
日程第 1 2	議案第 6 2 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市池尻財産区特別会 計歳入歳出決算認定について
日程第 1 3	議案第 6 3 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市今熊財産区特別会 計歳入歳出決算認定について
日程第 1 4	議案第 6 4 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市半田財産区特別会 計歳入歳出決算認定について
日程第 1 5	議案第 6 5 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市水道事業会計決算

		認定について
日程第 1 6	議案第 6 6 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市下水道事業会計決算認定について
日程第 1 7	議案第 6 7 号	大阪狭山市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例について
日程第 1 8	議案第 6 8 号	大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 1 9	議案第 6 9 号	大阪狭山市パチンコ遊技場等及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 2 0	議案第 7 0 号	大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 2 1	議案第 7 1 号	大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 2 2	議案第 7 2 号	平成 2 9 年度(2017年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 4 号)について
日程第 2 3	議案第 7 3 号	平成 2 9 年度(2017年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 1 号)について
日程第 2 4	議案第 7 4 号	平成 2 9 年度(2017年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 1 号)について
日程第 2 5	議案第 7 5 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市水道事業会計剰余金の処分について
日程第 2 6	報告第 4 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市健全化判断比率の報告について
日程第 2 7	報告第 5 号	平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市資金不足比率の報告について

- 日程第 28 報告第 6 号 平成 28 年度(2016 年度)公益財団法人大阪狭山市文化  
振興事業団事業会計決算報告について
- 日程第 29 要望第 4 号 名誉市民「末永雅雄」博士の永続的な顕彰を求める  
要望について

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市議会議長 山本尚生

記

10番 片岡由利子

11番 丸山高廣

発議第 1 4 号

常任委員の選任について

大阪狭山市議会委員会条例（昭和 2 9 年大阪狭山市条例第 1 1 号）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり常任委員を選任されたい。

平成 2 9 年(2017年) 8 月 3 1 日提出

大阪狭山市議会議長 山 本 尚 生

記

予算決算常任委員 1 2 人

発議第15号

選挙管理委員及び同補充員の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項及び同条第2項の規定により、選挙管理委員4人及び同補充員4人を選挙されたい。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市議会議長 山本尚生

議案第54号

教育委員会の委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市西山台一丁目28番13号

氏 名 河 合 洋 次

昭和51年2月10日生

議案第 55 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 29 年(2017年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市東野中三丁目 1076 番地

氏 名 上田 利一

昭和 25 年 12 月 19 日生

議案第56号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市一般会計歳入  
歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第57号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市国民健康保険  
特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定につ  
いて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第58号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市土地取得特別  
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第59号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市介護保険特別  
会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第60号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第61号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第62号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第63号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第64号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市半田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市半田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第65号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市水道事業会計  
決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第66号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市下水道事業会  
計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第67号

大阪狭山市身体障害者及び知的障害者の医療費  
の助成に関する条例等の一部を改正する等の条  
例について

大阪狭山市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正  
する等の条例を次のとおり提出する。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を  
改正する等の条例

(大阪狭山市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和  
48年大阪狭山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

題名中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に改める。

第1条中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に改める。

第2条第1項中「住所を有する者」を「居住する者」に、「、高齢者の医療の確保  
に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者又は規則で定める社会保  
険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)」を「又は規則で定める社会保険  
に関する法律(以下「社会保険各法」という。)若しくは高齢者の医療の確保に関  
する法律(昭和57年法律第80号)」に改め、同項中第3号を第5号とし、第2  
号の次に次の2号を加える。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第  
45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、その障害の程  
度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第  
155号)第6条第3項の表において1級に該当するもの

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条  
第4項に規定する医療受給者証の所持者又は特定疾患治療研究事業実施要綱  
(昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知別紙)に基づ  
き都道府県知事が交付する受給者証の所持者のうち、その障害の程度が国民年  
金法施行令(昭和34年政令第184号)別表において1級の第9号に該当す  
るもの(その障害の程度が同程度以上と認められる者を含む。)又は特別児童扶  
養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項に規  
定する障害児のうち、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法  
律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3において1級の第9号に該当  
するもの

第2条第2項中「該当する者」を「該当するもの」に改め、同項第1号中「保護  
を受けている者」を「被保護者」に改め、同項第3号中「又は社会保険各法の」を

「、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の」に、「（世帯主若しくは」を「（世帯主又は」に改め、「又は社会保険各法」の次に「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、「（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）若しくは組合員（被保険者若しくは組合員」を「、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者」に改め、同号の次に次の3号を加える。

大阪狭山市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成29年大阪狭山市条例第 号）第4条の規定による廃止前の大阪狭山市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年大阪狭山市条例第20号）により医療証の交付を受けている者

大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年大阪狭山市条例第15号）の規定により医療費の助成を受けることができる者

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年大阪狭山市条例第13号）により医療証の交付を受けている者

第2条に次の2項を加える。

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（大阪府の区域内で本市の区域外に所在するものに限る。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（大阪府の区域内で本市の区域外に所在する障害児入所施設に限る。）に入所をすることにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法による被保険者（国民健康保険組合の被保険者を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。次項において同じ。）であつて、当該施設に入所をした際に本市の区域内に住所を有していたと認められるものについては、第1項の規定にかかわらず、この条例による助成を行うものとする。

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（本市の区域内に所在するものに限る。）又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（本市の区域内に所在する障害児入所施設に限る。）に入所をすることにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者であつて、当該施設に入所をした際に本市の区域外に住所を有していたと認められるものについては、第1項の規定にかかわらず、この

条例による助成は行わない。ただし、当該施設に入所をすることにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者であつて、当該施設に入所をした際に大阪府の区域外に住所を有していたと認められるものについては、この限りでない。

第2条の2第1項中「前年」を「前年の所得」に、「までの間」を「まで」に、「受けることになる者にあつては、前々年）の所得が規則に」を「受けようとする者にあつては前々年の所得。以下同じ。）が規則で」に改め、同条第2項中「又は主たる生業」を「、主たる生業」に、「、機械、器具」を「又は機械・器具」に改め、「損害を受けた者」の次に「(以下「被災者」という。)」を、「10月31日までは」の次に「、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては」を加える。

第3条第1項中「国民健康保険法又は社会保険各法」を「、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律」に、「入院時食事療養費、入院時生活療養費（食事の提供たる療養に係るものに限る。以下同じ。） 保険外併用療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。） 療養費及び家族療養費について保険給付が行われた場合（大阪狭山市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年大阪狭山市条例第20号）による老人医療費の支給を受けることができる者にあつては、入院時食事療養費及び入院時生活療養費について保険給付が行われた場合に限る。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による入院時食事療養費及び入院時生活療養費について保険給付が行われた場合」を「保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、入院時食事療養費及び入院時生活療養費（食事の提供たる療養に係るものに限る。以下同じ。）について保険給付が行われた場合（精神病床への入院に係る給付を除く。）」に改め、同条第2項第1号中「負傷について、」の次に「他の法令の規定により」を加え、「療養に関する給付が行われる」を「医療に関する給付を受けることができる」に改め、同項に次の2号を加える。

対象者が助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

第3条に次の1項を加える。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）に支払うことによつて行ふ。ただし、次条の申請のあつた日から医療証の交付のあつた日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第5条を削る。

第4条中「前条」を「第3条」に、「次条の」を「前条第1項の規定による」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

2 前条第1項による申請が月の途中である場合には、前項の規定にかかわらず、その適用を当該月の初日に遡及することができる。ただし、当該月において、身体障害者手帳を交付される者にあつては身体障害者手帳の交付日、知的障害の程度の判定をされる者にあつては療育手帳若しくは判定書の判定日、精神障害者保健福祉手帳を交付される者にあつては精神障害者保健福祉手帳の交付日又は特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証を交付される者にあつては特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日を超えて遡及することはできない。

第3条の次に次の1条を加える。

（医療証の申請）

第4条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付する。

第6条を削る。

第7条中「受けた者」を「受けている者（以下「受給者」という。）」に、「市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関」という。）において療養」を「大阪府内に所在する医療機関において、第3条第1項の規定の適用」に改め、「ときは、」の次に「当該医療機関に」を加え、同条を第6条とする。

第8条を削る。

第9条中「対象者」を「受給者」に改め、「、その価額の限度において」を削り、同条を第7条とする。

第10条の見出しを「(届出の義務)」に改め、同条第1項中「医療証の交付を受けた者」を「受給者」に改め、同条第2項中「医療証の交付を受けた者」を「受給者」に、「届出義務者は、規則で定めるところにより」を「届出義務者が、」に改め、同条を第8条とする。

第11条を第9条とする。

第12条の見出しを「(不正利得の返還)」に改め、同条中「手段により」の次に「医療費の」を加え、同条を第10条とする。

第13条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

(事実の調査)

第11条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第12条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第13条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年大阪狭山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「助成することにより」の次に「、その健康の保持」を加え、「安定と」を「安定及び」に改め、「健全な育成」の次に「に寄与し、もつてひとり親家庭の福祉の増進」を加える。

第2条第1項中「その日」を「、その日」に改め、同条を第1条の2とする。

第3条第1項中「居住地を有する者」を「居住する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）組合員、加入者若しくは被扶養者」に改め、「各号」の次に「のいずれか」を加え、同条第2項中「、対象者」を「対象」に改め、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「及び」を「又は」に、「入所又は」を「入所若しくは」に改め、同号を同項第5号とし、同項第1号の次に次の3号を加える。

前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であつた者を含む。）又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

大阪狭山市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成29年大阪狭山市条例第 号）第4条の規定による廃止前の大阪狭山市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年大阪狭山市条例第20号）の規定により医療証の交付を受けている者

大阪狭山市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年大阪狭山市条例31号）又は大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年大阪狭山市条例第13号）の規定により医療証の交付を受けている者

第3条の2の見出しを「（所得制限）」に改め、同条第1項第1号中「所得（」の次に「各年の」を加え、「その者」を「、その者」に、「、当該ひとり親等」を「当該ひとり親等」に改め、同条第2項中「損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる」を「、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受け

た者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は適用しない」に改め、同条第4項中「規則」を「、規則」に改め、同条を第2条の2とする。

第4条の見出しを「（助成の範囲）」に改め、同条第1項中「（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）」を「、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律」に、「入院時食事療養費、入院時生活療養費（食事の提供たる療養に係るものに限る。） 保険外併用療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。） 療養費及び家族療養費について保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であつた者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。） 組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）が負担すべき額」を「保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、入院時食事療養費及び入院時生活療養費（食事の提供たる療養に係るものに限る。）について保険給付が行われた場合（精神病床への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額（以下「医療費」という。）」に改め、「ひとり親家庭医療費として」を削り、同条第2項中「各号」の次に「のいずれか」を加え、同項第1号中「負傷について、」の次に「他の法令の規定により」を加え、「療養に関する給付が行われる」を「医療に関する給付を受けることができる」に改め、同項に次の2号を加える。

対象者が助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

第4条第3項を次のように改める。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）に支払うことによつて行う。ただし、次

条の申請のあつた日から医療証の交付のあつた日の前日までの間に療養を受けたとき、療養費若しくは特別療養費又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第4条第4項を削り、同条を第3条とする。

第5条第1項中「ひとり親家庭医療費の助成」を「この条例の適用」に、「規則で定める手続に従い、あらかじめ」を「規則の定めるところにより、」に改め、同条第2項中「申請に基づいて」を「申請があつたときは、その資格を審査し」に改め、「申請者に」を削り、同条を第4条とする。

第6条の見出しを「(助成の適用)」に改め、同条第1項中「ひとり親家庭医療費」を「第3条の規定による医療費」に、「申請のあつた日の属する月の初日」を「申請があつた日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その助成の適用は、当該月の初日を限度に、配偶者と離別した日若しくは死別した日又は扶養義務者と生計を同じくしなくなつた日に遡及することができる。

第6条第2項中「の属する月の初日」を削り、同条を第5条とする。

第7条中「受けた者」を「受けている者」に、「第4条第3項」を「大阪府内に所在する医療機関において、第3条第1項」に、「契約医療機関等」を「当該医療機関」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「その価額の限度において、」を「第3条の規定により助成すべき」に、「ひとり親家庭医療費」を「医療費」に改め、同条を第7条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(譲渡等の禁止)

第8条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

第9条中「ひとり親家庭医療費」を「医療費」に、「があるときは、その者から」を「又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し」に、「一部を返還させる」を「一部の返還又は支払を請求する」に改める。

第10条を削る。

第11条第1項中「規則で定めるところにより、居住地」を「住所」に改め、「あ

つたときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第2項中「届出義務者は」を「届出義務者が」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「施行について」を「施行に関し」に改め、同条を第14条とする。

第10条の次に次の3条を加える。

(事実の調査)

第11条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第12条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第13条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年大阪狭山市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第1号を次のように改める。

大阪狭山市の区域内に居住する者

第2条第2項中「対象者」を「対象」に改め、同項第1号中「保護を受けている者」を「被保護者」に改め、同項中第3号及び第4号を削り、第2号を第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。

前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であった者を含む。)又は社会保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員若しくは

加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

大阪狭山市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年大阪狭山市条例第31号）の規定により医療証の交付を受けている者

大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年大阪狭山市条例第15号）の規定により医療費の助成を受けることができる者

第3条第1項中「子ども」を「対象者」に、「入院食事療養費、保険外併用療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）療養費及び家族療養費」を「保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び入院時食事療養費」に改め、「行われた場合」の次に「（精神病床への入院に係る給付を除く。）」を加え、「当該療養」を「療養」に、「国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下同じ。）」を「対象者等」に改め、同条第2項中「各号」の次に「のいずれか」を加え、同項第1号中「について、」の次に「他の法令の規定により」を加え、「療養」を「医療」に、「が行われる」を「を受けることができる」に改め、同項に次の2号を加える。

対象者が助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

第3条に次の1項を加える。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）に支払うことによって行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第4条を削る。

第5条の見出しを「（医療証の申請）」に改め、同条中「あらかじめ」を削り、

同条に次の1項を加え、同条を第4条とする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その資格を審査し、規則で定める医療証を交付するものとする。

第4条の次に次の1条を加える。

(助成の適用)

第5条 医療費の助成は、子どもが出生した日(当該出生した日後に対象者に該当することになったときは、当該対象者に該当することになった日)から行うものとする。

第6条を削る。

第7条中「受けた者」を「受けている者(以下「受給者」という。)の保護者」に、「療養を受けるときは、市長と契約した病院、診療所又は薬局(以下「契約医療機関等」という。)」を「大阪府内に所在する医療機関において、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関」に改め、同条を第6条とする。

第8条を削る。

第9条中「対象者」を「受給者」に改め、「第三者から」を削り、「その価額の限度において、」を「第3条の規定により助成すべき」に改め、同条を第7条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(譲渡等の禁止)

第8条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

第10条中「虚偽」を「偽り」に、「があったときは」を「又は前条の規定に違反した者があるときは」に、「対象者」を「受給者」に、「から当該」を「に対し、その」に、「の全部または一部を返還させることができる」を「に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払を請求することができる」に改め、同条を第9条とする。

第11条の見出しを「(届出の義務)」に改め、同条中「対象者」を「受給者」に、「規則で定めるところにより、居住地」を「住所」に、「速やかに」を「規則で定めるところにより、」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第10条とする。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者が、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければ

ばならない。

第12条を削る。

第13条中「この条例」を「この条例に定めるもののほか、この条例」に、「ついて」を「関し」に、「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第11条とする。

(大阪狭山市老人医療費の助成に関する条例の廃止)

第4条 大阪狭山市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年大阪狭山市条例第20号)は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の大阪狭山市重度障害者の医療費の助成に関する条例(以下「新重度障害者医療費条例」という。)の規定、第2条の規定による改正後の大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(以下「新ひとり親家庭医療費条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例(以下「新子ども医療費条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

3 新重度障害者医療費条例第3条第1項、新ひとり親家庭医療費条例第3条第1項及び新子ども医療費条例第3条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに対象となる者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

(準備行為)

4 新重度障害者医療費条例第4条、第8条、第11条及び第12条、新ひとり親家庭医療費条例第4条及び第10条から第12条まで並びに新子ども医療費条例第4条及び第10条の規定による必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

5 施行日前において第4条の規定による廃止前の大阪狭山市老人医療費の助成に関

する条例（以下「旧老人医療費条例」という。）第2条に規定する対象者が、施行日前に受けた療養に要する費用に係る助成については、なお従前の例による。

6 施行日前において旧老人医療費条例第2条第1項第2号から第4号までに規定する対象者（施行日以後、大阪府内の市町村から大阪狭山市に住所を変更した者を含む。）が、施行日から平成33年3月31日までに受けた療養に要する費用に係る助成については、新重度障害者医療費条例の規定を準用する。ただし、新重度障害者医療費条例第2条に規定する対象者に該当しない者にあつては、入院時食事療養費又は入院時生活療養費（食事の提供たる療養に係るものに限る。）について保険給付が行われた場合における療養に要する費用に係る助成については、なお従前の例による。

7 施行日前において旧老人医療費条例第2条に規定する対象者（施行日以後、大阪府内の市町村から大阪狭山市に住所を変更した者を含む。）が、平成33年3月31日までに受けた精神病床への入院に要する費用に係る旧老人医療費条例第3条に規定する助成の範囲については、前項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 施行日前において旧老人医療費条例第2条に規定する対象者が、施行日以後、新重度障害者医療費条例又は新ひとり親家庭医療費条例により医療証の交付を受けたときは、前2項の規定にかかわらず、助成の対象としない。

（大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

9 大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大阪狭山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	3 市長	大阪狭山市老人医療費の助成に関する条例（昭狭山市条例第20号）による医療費の助成にあつて規則で定めるもの
	4 市長	大阪狭山市身体障害者及び知的障害者の医療する条例（昭和48年大阪狭山市条例第31療費の助成に関する事務であつて規則で定め
	5 教育委員会	児童生徒の就学援助に関する事務であつて規の
	6 教育委員会	特別支援教育の就学奨励に関する事務であつ

	るもの
7 教育委員会	私立幼稚園の就園奨励に関する事務であつてもの

和46年大阪  
する事務で

費の助成に関  
号)による医  
るもの

則で定めるも

て規則で定め

規則で定める

を	3 市長	大阪狭山市重度障害者の医療費の助成(和48年大阪狭山市条例第31号)に関する事務であつて規則で定めるもの
	4 教育委員会	児童生徒の就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの
	5 教育委員会	特別支援教育の就学奨励に関する事務であつて規則で定めるもの
	6 教育委員会	私立幼稚園の就園奨励に関する事務であつて規則で定めるもの

に関する条例(昭  
よる医療費の助成

あつて規則で定める

務であつて規則で

であつて規則で定

に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第4条関係)

機 関	事 務	特定個人情報
1 市長	大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報、年金給付関係情報、大阪狭山市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「障害者医

		療費助成関係情報」という。)及び大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「子ども医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。)及び障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	大阪狭山市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、医療保険給付関係情報、特別児童扶養手当関係情報、年金給付関係情報、ひとり親家庭医療費助成関係情報、子ども医療費助成関係情報及び障害者関係情報であって規則で定めるもの

(大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

10 附則第6項の規定により、新重度障害者医療費条例の規定を準用する場合には、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第68号

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例に  
ついて

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例

大阪狭山市手数料条例（平成12年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第5の6の項中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第69号

大阪狭山市パチンコ遊技場等及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市パチンコ遊技場等及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市パチンコ遊技場等及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の  
一部を改正する条例

大阪狭山市パチンコ遊技場等及びゲームセンターの建築の規制に関する条例（昭和  
58年大阪狭山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型  
保育事業の運営に関する基準を定める条例の一  
部を改正する条例について

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪狭山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 7 1 号

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び  
運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市  
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及  
び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例を次のとおり提出する。

平成 2 9 年(2017年) 8 月 3 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
及び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

(大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正)

第1条 大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条  
例(平成26年大阪狭山市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改  
める。

(大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改  
正)

第2条 大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平  
成26年大阪狭山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

#### 附 則

この条例は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律  
(平成29年法律第71号)附則第1条に規定する政令で定める日から施行する。

議案第72号

平成29年度(2017年度)大阪狭山市一般会計補正  
予算(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成29年度(2017年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第4号)を別案のとおり提出する。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第73号

平成29年度(2017年度)大阪狭山市国民健康保険  
特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)につ  
いて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成29年度(2017年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第74号

平成29年度(2017年度)大阪狭山市介護保険特別  
会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成29年度(2017年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第75号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市水道事業会計  
剰余金の処分について

平成28年度(2016年度)大阪狭山市水道事業会計で生じた剰余金の処分を下記のとおり行うことについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年(2017年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

平成28年度大阪狭山市水道事業会計剰余金処分計算書

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,827,272,754	232,301,548	216,045,634
議会の議決による処分数額	0	0	100,000,000
事業規模の変更	0	0	0
減債積立金	0	0	0
建設改良積立金	0	0	100,000,000
処分後残高	2,827,272,754	232,301,548	(繰越利益剰余金) 116,045,634

この計算書における 表記は、減少を示すものです。

平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市健全化判断比  
率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

平成 2 9 年(2017年) 8 月 3 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

( 単位 : % )

実 質 赤 字 比 率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将 来 負 担 比 率
( 1 3 . 1 1 )	( 1 8 . 1 1 )	3 . 9 ( 2 5 . 0 )	1 . 9 ( 3 5 0 . 0 )

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「 」を記載している。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載している。

平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市資金不足比率  
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

平成 2 9 年(2017年) 8 月 3 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

会計の名称	資金不足比率（％）
水道事業会計	
下水道事業会計	

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「 」を記載している。

平成 2 8 年度(2016年度)公益財団法人大阪狭山市  
文化振興事業団事業会計決算報告について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 条)第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、平成 2 8 年度(2016年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算について別紙のとおり報告する。

平成 2 9 年(2017年) 8 月 3 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

## 名誉市民「末永雅雄」博士の永続的な顕彰を求める要望

### 【要望趣旨】

1897年(明治30年)、狭山村(現大阪狭山市)で誕生された末永雅雄博士は、奈良県明日香村の石舞台古墳や高松塚古墳などの発掘調査の実施、奈良県立橿原考古学研究所の設立など、日本の考古学の礎を築かれました。

また、狭山池をはじめ、郷土狭山に深い愛着を持たれ、狭山町史の監修に当たられ、1980年(昭和55年)には、名誉町民(現名誉市民)の称号を受けられました。その後も、郷土資料館顧問や狭山池調査委員会委員長などを歴任されるとともに、子どもたちに対する考古学に関する知識の普及にも尽力され、1988年(昭和63年)には、輝かしい功績から文化勲章を受章されました。

1991年(平成3年)、末永雅雄博士は逝去されましたが、その偉大な功績は、わが郷土の誇りとして、後世まで語り継がれるべきものと考え、次のとおり、要望するものです。

### 【要望事項】

わが郷土の誇りである名誉市民「末永雅雄」博士の功績にかかる顕彰を市の行政各般において永続的に推進すること。

平成29年7月20日

大阪狭山市議会議長 山本 尚生 様

住所 大阪狭山市狭山3丁目2520番地

氏名 井出 俊

連絡先

住所 大阪狭山市狭山2丁目2387番地

氏名 下村 耕一

連絡先

住所 大阪狭山市狭山1丁目863番地の1

氏名 吉川 安男

連絡先

